

## 「新型コロナウイルス感染による労働災害について」

九州大学キャンパスライフ・健康支援センター准教授

福岡産業保健総合支援センター

産業保健相談員（カウンセリング担当） 入江 正洋

まだ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は衰えを見せず、国民の健康や日本経済に極めて深刻な影響を及ぼしている。感染拡大に伴い感染経路不明が増加しているものの、業務に関連した罹患も少なくない。

COVID-19 の労災認定をめぐることは、厚生労働省から既に通達「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」（令和2年4月28日付）が出されており、今年の7月2日時点でのCOVID-19による支給決定件数は9,541件にも上る。COVID-19 としばしば比較されるインフルエンザウイルス感染症で、労災認定されたケースを私は知らない。インフルエンザの場合と比べてCOVID-19 では、感染予防に更に注意が払われ、感染の際には保健所の介入によって詳しい感染経路や濃厚接触者の調査が行われているため、感染経路が特定されやすく、しかも休業期間が長いことによる。

労災保険制度は、過失の有無とは関係がない働く人への補償制度である。傷病が業務に起因しているのであれば積極的に活用すべきである。ただし、COVID-19 への対策を十分に講じていないと、その後民事上の安全配慮義務違反を問われる可能性があるため、注意を要する。昨年度の精神障害による労災認定件数は806例であるが、そのうち7例がCOVID-19 関連の嫌がらせによるとされている。間違ってもこうした差別が許されないことも肝に銘じる必要がある。